

国立大学法人愛媛大学
学長 小松正幸 殿

監査報告書

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人愛媛大学(以下、「法人」という。)の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの平成19年度における業務について監査を実施しました。

その結果について以下のとおり報告します。

1. 監査方法の概要

私ども監事は、国立大学法人愛媛大学監事監査規則等に従い、役員会、経営協議会及び教育研究評議会その他重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧しました。さらに、学長等から法人の運営状況を聴取したほか、各部局等の長等から業務執行状況を聴取すると共に書面により監査を実施しました。


また、会計監査人が実施した監査の方法及び結果について報告を受け、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類(案)、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書)及び予算の区分に従い作成した決算報告書につき監査を実施しました。

2. 監査結果

- (1)会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当と認めます。
- (2)法人の業務は、法令に従い行われたものと認めます。
- (3)事業報告書は、法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4)財務諸表(利益の処分に関する書類(案)を除く。)は、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (5)利益の処分に関する書類(案)は、法令に適合しているものと認めます。
- (6)決算報告書は、法人による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

平成20年6月23日

国立大学法人愛媛大学

監事 芳澤 宅實 

監事 赤岩 英夫 